

宇治市建築物のエネルギー消費性能確保計画等の判定等に関する要項

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要項は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において使用する用語は、法、令、省令、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）において使用する用語の例による。

第2章 建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手続

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)

第3条 建築主は、法第12条第1項又は第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出（法第13条第2項又は第3項の規定による通知を含む。以下「確保計画の提出等」という。）を、代理者によって行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書面を添えて行うものとする。（以下代理者によって行う場合において同じ。）

(確保計画の提出等の取下げ)

第4条 確保計画の提出等をした者は、当該計画の提出等を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等取下げ届（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

(確保計画に係る特定建築行為の取りやめ)

第5条 確保計画の提出等をした者は、当該計画に係る特定建築行為を取りやめようとする場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る特定建築行為の取りやめ届（別記様式第2号）に、法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び当該計画書の副本並びにその添付図書を添えて市長に提出するものとする。

(指示等)

第6条 市長は、法第16条第1項の規定による指示を行う場合、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る指示書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 市長は、法第16条第2項の規定による命令を行う場合、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る命令書（別記様式第4号）により行うものとする。

(報告の徴収)

第7条 建築主等は、法第17条第1項の規定による報告を求められた場合は、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書（別記様式第5号）に、報告内容を説明するための図書を添えて市長に報告するものとする。

（軽微な変更）

第8条 省令第11条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求めようとする者（以下「証明申請者」という。）は、軽微変更該当証明申請書（別記様式第6号）の正本及び副本に、それぞれ省令第2条第1項に規定する図書を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、当該計画の変更が省令第3条に規定する軽微な変更該当していると認められるときは、軽微変更該当証明書（別記様式第7号）を証明申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合において、当該計画の変更が省令第3条に規定する軽微な変更該当していないことを認めるとき、又は該当しているかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、軽微な変更該当していることを証明しない旨の通知書（別記様式第8号）により証明申請者に通知するものとする。

4 証明申請者は、第1項の規定による申請を取り下げようとする場合は、軽微変更該当証明申請取下げ届（別記様式第9号）を市長に提出するものとする。

第3章 建築物の建築に関する届出等の手続

（市長が必要と認める図書等）

第9条 法第19条第1項又は附則第3条第2項の規定による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出（法第20条第2項又は附則第3条第7項の規定による通知を含む。以下「届出等」という。）において、省令第12条第1項に規定する市長が必要と認める図書は次のとおりとする。

- (1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物が明示されているもの）
- (2) 配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに届出に係る建築物と他の建築物との別が明示されているもの）
- (3) 立面図（縮尺及び開口部の位置が明示されているもの）
- (4) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けた場合にある場合は、建築物エネルギー消費性能基準の適合を証するものとして当該機関が交付する次に掲げる図書

ア 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5であるものに限る。）の写し及び評価書を交付された際の添付図書（当該機関による審査を終えた旨が確認できるものに限る。）

イ 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。（住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。））の写し及び評価書を交付された際の添付図書（当該機関による審査を終えた旨が確認できるものに限る。）

(5) その他市長が必要と認める図書

2 届出等において、省令第 12 条第 3 項に規定する市長が不要と認める図書は次のとおりとする。

前項第 4 号に規定する図書を添えた場合にあつては、各種計算書

(届出等の取下げ)

第 10 条 届出等をした者は、当該届出等を取り下げようとする場合は、届出等取下げ届（別記様式第 10 号）を市長に提出するものとする。

(届出等に係る建築物の建築の取りやめ)

第 11 条 届出等をした者は、当該届出等に係る建築物の建築を取りやめようとする場合は、届出等に係る建築物の建築取りやめ届（別記様式第 11 号）に、省令第 12 条第 1 項に規定する届出書の副本及びその添付図書を添えて市長に提出するものとする。

(指示等)

第 12 条 市長は、法第 19 条第 2 項の規定による指示を行う場合、届出に係る指示書（別記様式第 12 号）により行うものとする。

2 市長は、法第 19 条第 3 項の規定による命令を行う場合、届出に係る命令書（別記様式第 13 号）により行うものとする。

(報告の徴収)

第 13 条 建築主等は、法第 21 条第 1 項の規定による報告を求められた場合は、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書（別記様式第 14 号）に、報告内容を説明するための図書を添えて市長に報告するものとする。

(軽微な変更)

第 14 条 建築主等は、省令第 13 条に規定する軽微な変更をしようとする場合は、届出等に係る軽微な変更届（別記様式第 15 号）に、変更内容を説明するための図書を添えて市長に提出するものとする。

第 4 章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の手続

(市長が必要と認める図書等)

第 15 条 法第 29 条第 1 項の規定による建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定申請（法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。以下「計画認定申請」という。）において、省令第 23 条第 1 項に規定する市長が必要と認める図書は次のとおりとする。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあつては、当該機関が交付する適合証の写し及び適合証を交付された際の添付図書（当該機関による審査を終えた旨が確認できるものに限る。）

(2) 登録住宅性能評価機関の住宅性能評価を受けた場合にあつては、品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）に基づく断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5（法施行の際現に存する建築物の住宅部分については、一次エネルギー消費量等級 4 又は等級 5）に適合している場合に限る。以下「設計住宅性能評価書」という。）の写し及び設計住宅性能評価書を交付された際の添付図書（当該機関による審査を終えた旨が確認できるものに限る。）の写し並びに計画認定申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日が確認できる図書（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）附則第 3 条又は第 4 条の規定の適用を受ける建築物の場合に限る。）

(3) 建築基準法への適合について建築士が確認した旨を記載した設計内容説明書

(4) その他市長が必要と認める図書

(建築確認申請の特例の申出)

第 16 条 建築主等は、法第 30 条第 2 項の規定による申し出を行う場合は、計画認定申請に併せて建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書の正本及び副本を市長に提出するものとする。

(計画の通知)

第 17 条 市長は、法第 30 条第 2 項の規定による申し出を受けた場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画通知書（別記様式第 16 号）に建築物エネルギー消費性能向上計画を添えて建築主事に通知するものとする。

(認定申請の取下げ)

第 18 条 計画認定申請を行った者（以下「計画認定申請者」という。）は、当該申請を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請取下げ届（別記様式第 17 号）を市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第 19 条 市長は、計画認定申請の内容が認定基準に適合しないと認める場合は、建築物エネルギー消費性能向上計画を認定しない旨の通知書（別記様式第 18 号）により計画認定申請者に通知するものとする。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画の取りやめ)

第 20 条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画を取りやめようとする場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の取りやめ届（別記様式第 19 号）に、省令第 25 条第 2 項に規定する通知書（法第 31 条第 1 項の規定による認定を受けた場合は、省令第 28 条において準用する通知書（以下「計画認定通知書」という。））を添えて市長に提出するものとする。

(報告の徴収)

第 21 条 認定建築主は、法第 32 条の規定により、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了した場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事完了報告書（別記様式第 20 号）に、建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5

項又は第 18 条第 18 項の規定による検査済証（以下「検査済証」という。）の写しを添えて市長に報告するものとする。

- 2 認定建築主は、前項に規定するもののほか、法第 32 条の規定により、報告を求められた場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の状況報告書（別記様式第 21 号）に、報告内容を説明するための図書を添えて市長に報告するものとする。

（認定の取り消し）

第 22 条 市長は、法第 34 条の規定により、法第 30 条第 1 項（法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の認定を取り消す場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書（別記様式第 22 号）により認定建築主に通知するものとする。

- 2 市長は、第 19 条の規定により、取りやめ届の提出があった場合は、法第 30 条第 1 項の認定を取り消すこととし、前項に規定する認定取消通知書により認定建築主に通知するものとする。

（軽微な変更）

第 23 条 認定建築主は、省令第 26 条に規定する軽微な変更をしようとする場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微な変更届（別記様式第 23 号）に、変更内容を説明するための図書を添えて市長に提出するものとする。

第 5 章 建築物エネルギー消費性能に係る認定等の手続

（市長が必要と認める図書等）

第 24 条 法第 36 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請（以下「適合認定申請」という。）において、省令第 30 条第 1 項に規定する市長が必要と認める図書は次のとおりとする。

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該機関が交付する適合証の写し及び適合証を交付された際の添付図書（当該機関による審査を終えた旨が確認できるものに限る。）
- (2) 登録住宅性能評価機関の住宅性能評価を受けた場合にあっては、品確法第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）に基づく断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 4 又は等級 5（法施行の際現に存する建築物の住宅部分については、一次エネルギー消費量等級 3、等級 4 又は等級 5）に適合している場合に限る。以下「建設住宅性能評価書」という。）の写し及び建設住宅性能評価書を交付された際の添付図書（当該機関による審査を終えた旨が確認できるものに限る。）の写し並びに表示認定申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日が確認できる図書（基準省令附則第 3 条又は第 4 条の規定の適用を受ける建築物の場合に限る。）
- (3) 適合判定通知書等（法第 12 条第 6 項に規定する適合判定通知書をいい、省令第 6 条各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める認定書又は通知書を含む。）及び検査済証の交付を受けた場合にあっては、適合判定通知書等の写し及び検査済証の写し

(4) 建築基準法への適合並びに申請書及び添付図書に記載の内容が現況と相違ないことについて建築士が確認した旨を記載した説明書

(5) その他市長が必要と認める図書

(認定申請の取下げ)

第 25 条 適合認定申請を行った者（以下「適合認定申請者」という。）は、当該申請を取り下げようとする場合は、建築物エネルギー消費性能に係る認定申請取下げ届（別記様式第 24 号）を市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第 26 条 市長は、適合認定申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認める場合は、建築物エネルギー消費性能に係る認定をしない旨の通知書（別記様式第 25 号）により適合認定申請者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第 27 条 法第 36 条第 2 項の認定を受けた者（以下「表示認定所有者」という。）は、法第 38 条の規定により報告を求められた場合は、認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書（別記様式第 26 号）に、報告内容を説明するための図書を添えて市長に報告するものとする。

(認定の取消し)

第 28 条 市長は、法第 37 条の規定により、法第 36 条第 2 項の認定を取り消す場合は、認定建築物の建築物エネルギー消費性能に係る認定取消通知書（別記様式第 27 号）により適合認定所有者に通知するものとする。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。